附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則第一条の改正規定（同条第一項中「様式第一号の十」を「様式第一号の九」の下に「、法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の十」を加える部分及び同条に一項を加える部分を除く。）並びに第二条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則第一条の改正規定（同条第一項中「様式第一号の九」の下に「、同条第十三項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の十」を加える部分、同条に一項を加える部分を除く。）は平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第四十七号

漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二十五条第三項の規定に基づき、漁船検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

漁船検査規則の一部を改正する省令

漁船検査規則（昭和二十五年農林省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「漁ろう設備」を「漁ろう設備」に、「うず巻ポンプ」を「渦巻ポンプ」に、「魚そう」を「魚倉」に、「第十九条」を「第十九条―第十九条の三」に改める。

第五条中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第一号中「ばく露甲板」を「暴露甲板」に、「防水ふた」を「防水蓋」に改め、同条第三号中「ばく露甲板」を「暴露甲板」に改め、同条第四号中「ばら積」を「ばら積み」に、「魚そう」を「魚倉」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第五号中「活魚そう」を「活魚倉」に、「わく」を「枠」に、「せん」を「栓」に改め、同条第六号中「魚そう及び氷そう」を「魚倉及び氷倉」に改め、同条第七号中「機動式揚びよう機」を「機動式揚びよう機」に改め、同条第七号の二中「操だ装置」を「操舵装置」に改め、同条第九号中「米国式かつお、まぐろきん着網漁船」を「米国式かつお、まぐろまき網漁船」に改め、同条第十号中「漁ろう機械」を「漁ろう機械」に、「水防てん座」を「水防てん座」に、「ばく露甲板」を「暴露甲板」に、「おおい」を「覆い」に改め、同条第十一号中「さん水管」を「散水管」に、「甲板洗じよう管」を「甲板洗浄管」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第十二号中「魚そう又は氷そう」を「魚倉又は氷倉」に、「亜鉛めつき又は防しよく処置」を「亜鉛めつき又は防食処置」に改め、同条第十三号中「焼玉機関の頭部、かまど」を「かまど」に改める。

第六条中「、操だ試験」を「、操舵試験」に、「、クラッチかん脱試験」を「、クラッチかん脱試験」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第一号中「平均きつ水」を「平均喫水」に、「左の」を「次の」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「平均きつ水」を「平均喫水」に改め、同号の表まき網漁船の項及び底びき網漁船の項を次のように改める。

まき網漁船	
一五未満	$(1.50+0.02L)\sqrt[3]{\frac{P}{5L}}$
一五以上四三未満	$\{1.71-0.006\ (L-15)\}\sqrt[3]{\frac{P}{75+35\ (L-15)}}$
四三以上	$\{1.54-0.006\ (L-43)\}\sqrt[3]{\frac{P}{1055+35\ (L-43)}}$
底びき網漁船	
一〇未満	$1.75\sqrt[3]{\frac{P}{3L}}$
一〇以上一五未満	$1.75\sqrt[3]{\frac{P}{30+4\ (L-10)}}$
一五以上二〇未満	$\{1.75-0.016\ (L-15)\}\sqrt[3]{\frac{P}{50+25\ (L-15)}}$
二〇以上四〇未満	$\{1.67-0.01\ (L-20)\}\sqrt[3]{\frac{P}{175+27.5\ (L-20)}}$
四〇以上	$\{1.52-0.002\ (L-40)\}\sqrt[3]{\frac{P}{800+47.5\ (L-40)}}$

第六条第一号の表備考を次のように改める。

備考

一　Lは船の長さ（メートル）とし、Pは推進機関の計画出力（キロワット）を〇・七三五で除して得た数とする。

二　コルトノズルを装備する漁船にあつては、この表の下欄の算式により算出した数値に〇・八七を乗じて得た数値とする。

三　複数の漁船の種類に該当する漁船にあつては、主たる漁業活動に係るものと認められる漁船の種類の項の下欄の算式により算出した数値によることとする。

第六条第二号中「左の」を「次の」に改め、同号の表を次のように改める。

区分		所要時間（秒）	
クラッチが脱離されるまで（可変ピッチプロペラを装備し、かつ、後進試験においてクラッチの操作を行わない漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が〇度となるまで）の所要時間	船の長さが二一二メートル未満の場合	一五	前進中後進の発令があつた場合において、その発令があつてから
	船の長さが二一二メートル以上四三メートル未満の場合	三〇	
	船の長さが四三メートル以上の場合	四〇	
推進軸が逆転を開始するまで（可変ピッチプロペラを装備し、かつ、推進軸が逆転しない推進器を装備する漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が整定するまで）の所要時間	船の長さが二一二メートル未満の場合	四〇	
	船の長さが二一二メートル以上四三メートル未満の場合	五〇	
	船の長さが四三メートル以上の場合	八〇	
船体が停止するまでの所要時間		七〇	
後進の回転数が規定回転数の百分の八十五に達するまでの所要時間		一〇〇	後進中前進の発令があつた場合において、その発令があつてから
クラッチが脱離されるまで（可変ピッチプロペラを装備し、かつ、前進試験においてクラッチの操作を行わない漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が〇度となるまで）の所要時間		一〇〇	
推進軸が逆転を開始するまで（可変ピッチプロペラを装備し、かつ、推進軸が逆転しない推進器を装備する漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が整定するまで）の所要時間		一八〇	
クラッチが脱離されるまで（可変ピッチプロペラを装備し、かつ、前進試験においてクラッチの操作を行わない漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が〇度となるまで）の所要時間		一五	
推進軸が逆転を開始するまで（可変ピッチプロペラを装備し、かつ、推進軸が逆転しない推進器を装備する漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が整定するまで）の所要時間		三五	
		四〇	
		五〇	
		八〇	